

女川町出島・江島 漁業の再開に向け、 まず最小限の施設復旧を

長野 章

はじめに

二〇一一年三月一日東日本大震災が発生し、三陸地方の漁港と漁村に壊滅的な被害をもたらした。被災した漁港と漁村については、三陸地域の経済社会を担っている水産都市の気仙沼市や石巻市から、小規模の市町村や漁業集落までを網羅した復旧と復興の提案がなされている。

三陸地方においても離島が多くあり、これらは漁業を生業として成り立っている。また、津波災害の復旧復興事例として引用される北海道南西沖地震（平成五年七月）の奥尻島も離島である。ここでは、宮城県女川町出島と江島を中心に離島の津波災害と復旧復興について報告する。

また、大震災により壊滅的な被害を受けた漁業、漁港、漁村の復旧復興について多くの提案がなされ、漁業界において物議を醸している点もある。そ

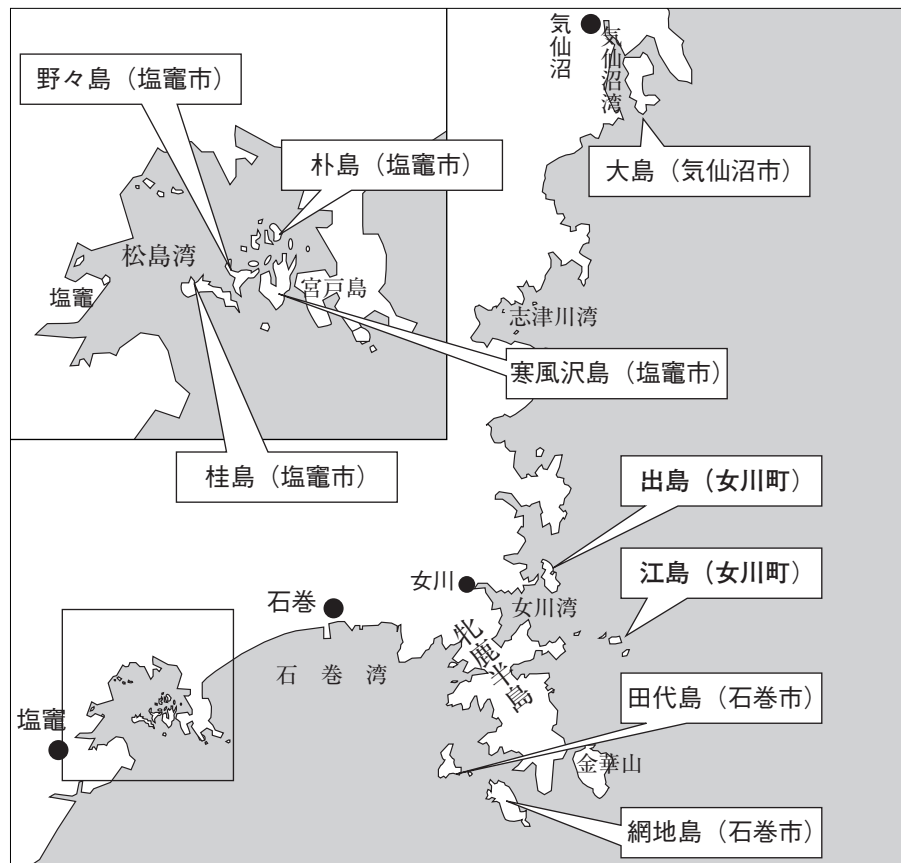
れは宮城県村井知事から表明された、漁業に民間資本を参入させる「水産振興特区構想」で、養殖漁業の盛んな三陸沿岸においては大きな議論を呼んでいる。三陸沿岸の離島においても養殖漁業は離島の漁業、ひいては離島の経済の大層を占めている。

八月二三―二五日の三日間にわたり、出島・江島の被災状況、復旧・復興状況の聞き取り調査を行った。主に水産特区構想を含む漁業、漁港及び漁村の側面から、復旧と漁業の復興への思いなどを中心に現地報告を行う。この調査を行うにあたり、渡船の運航や現地でのヒアリングの手配などについて株式会社丸本組（石巻市）の配慮をいただいたことを記しておく。

漁港・漁村関係被害の概要と 漁業の現状

東日本大震災において、水産業の産業基盤である漁港、漁場、漁村施設は甚大な被害を受けた。被害は二〇都道

図1 三陸沿岸の有人離島



県にわたり、被害額は総計で一兆二二九億円にのぼる。中でも漁港被害は七道県三一・九漁港で八一・五一億円に上り、水産関係被害額の六六・三パーセントを占めている。平成二三年度の水産基盤整備予算が七・二四億円であることを考えると膨大な被害である（平成二三年八月三日現在）。

一方、わが国の水産業の現状は、昭和五九年に一二・二万トンあった生産量が平成二二年には五四・三万トンと最盛時の四二・八パーセントでしかない。漁業就業者数は平成二二年に二〇・三万人で、そのうち六五歳以上の高齢者が六・一万人と三〇パーセントを占めている。一〇年前、平成一二年の二六・〇万人（高齢者六・九万人）と比較すると、高齢化を伴いながら漁業就業者数の減少が起こり、漁業地域が過疎化の一途をたどる原因にもなっている。

このように漁業地域の人口減少と地域経済が停滞する中、三陸沿岸では漁港・漁村の壊滅的な被害が起こった。

漁業地域の活力の停滞と壊滅的な被害の二つが重なり、漁港・漁村の災害復旧と復興をいかに早急に効率的に行うことについて、基盤整備に頼る復旧復興方式、漁業への民間の参入の可否、漁村や漁港の集約という議論が起こった。

離島漁港の被災現状

(1) 現状

三陸沿岸には、九つの有人離島があるが、出島・江島とも震源海域に直接面しており、津波の来襲の強度は本土より強いと言える(図1)。出島は本土側の沿岸域を覆うように位置し、本土側に来襲する津波の被害を弱める機能を持った島でもある。出島・江島とも離島の分類では、外海に面して本土より一時間程度の航路所要時間に位置する「外海近接型」とされている。このことは太平洋に面してわが国の二〇〇カイリ排他的経済水域(約四四七万平方キロメートル)の確保に貢献しているこ

ともある。

(2) 出島と江島の被害と復旧の概要

出島・江島の被害及び復旧状況を表1に示す。表1に見るように被害は震源域に直接面している出島と江島だが、人的被害をはじめ被害状況と復旧状況は大きな相違がみえる。出島は人的被害、家屋の被害及び漁業被害も大きい。

一方、江島は、人的被害は皆無で民家はほとんど残存しており、漁船は失われているものの三陸沿岸の漁業集落としては珍しいほど被害が少ない。ただし、津波による家屋の被害がない江島では余震による被害があった。また、出島および江島は全島避難となっており、出島の避難解除が出たのは七月一日、江島は現在(八月三日)においても全島が本土側に避難している。

出島と江島は復旧が遅れており、江島は電気・水道が不通で、避難区域解除もなされておらず、帰宅者もない。家屋に被害のない江島のライフライン

の復旧が大きく遅れているのが目立つ。

(3) 二島の漁業概況

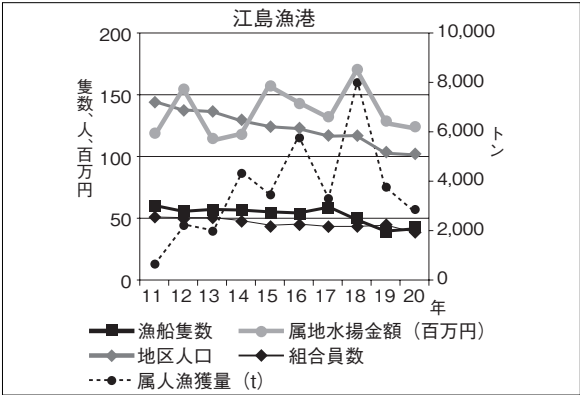
出島・江島について、島の主産業である漁業と災害の現地状況の詳細を述べる。出島には、出島・寺間の二集落とそれぞれの集落到出島漁港と寺間漁港がある。また江島には、江島集落と江島漁港がある。

図2～4にそれぞれの漁港の港勢である漁船隻数、地区人口、組合員数、漁獲量(トン)、水揚げ金額(百万円)を平成一年から二〇年までの変化を示す(水産庁漁港港勢集による)。図2～4に見る通り、地区人口だけは減少しているが、他の数値はほぼ横ばいを示しており、特に平成二〇年の水揚げ金額は組合員一人あたりにすると江島漁港が三一五万円、寺間漁港が六四七万円、出島漁港が七八八万円。図5に示す集落の高齢化率を考慮すると、全国的に見ても高い数値を示している。また、漁業集落ごとの漁家比率を図6に示す。

表 1 出島と江島の概要、被害及び復旧状況

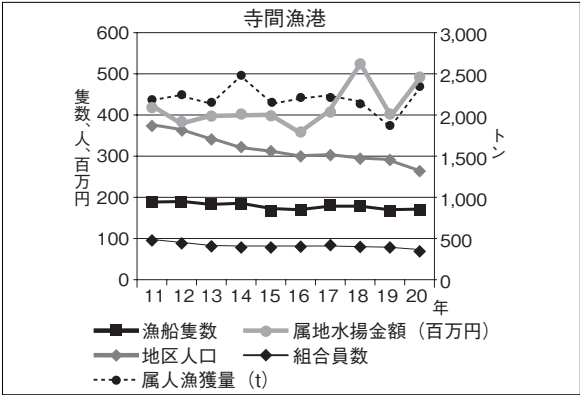
		女川町					
		出島			江島		
		人口	死者	行方不明	人口	死者	行方不明
被害状況 (8/5)	人的被害	546	21	4	102	0	0
	家屋等の損壊	島内2集落壊滅			民家はほぼ残存、余震で屋根の被災		
	港や航路に関する被害	浮桟橋流失、 接岸施設沈下により使用不可			施設残存も沈下あり、待合室全壊		
	漁業被害	漁業施設全壊、 漁船流失するも残存漁船あり			漁業施設全壊、漁船流失		
	その他	全島避難（8月23日現在）			全島避難（8月23日現在）		
復旧状況 (8/5)	航路	7月25日週2便（干潮時運航）			同左		
	上下水道	7月21日通水			目途なし		
	電気	7月21日通電			目途なし		
	瓦礫処理	漁場の瓦礫処理、処理中			漂流瓦礫処理終了		
	医療						
	住居	高台仮設住宅					
	その他支援						

図 2 江島漁港の変化



高齢化率は、江島集落が七九・八二パーセント、出島集落が四二・三八パーセント、寺間集落が三八・二一パーセントと高い数値を示している。特に江島集落は、住民の八割が六五歳以上であり、かつ漁家比率が一五・七九パ

図 3 寺間地区の変化



ーセントと低いので、多くの人は兼業的な漁業を営みながら年金で生活している島と言える。そのような中で、両島ともわが国の漁業の大方の傾向とは異なり、漁業生産量および生産額は横ばいか、あるい

はこれから伸張する可能性を見せているといえる。高齢化ゆえに漁業生産が低下し、漁業の衰退を招いているとはいいたい。

図4 出島地区の変化

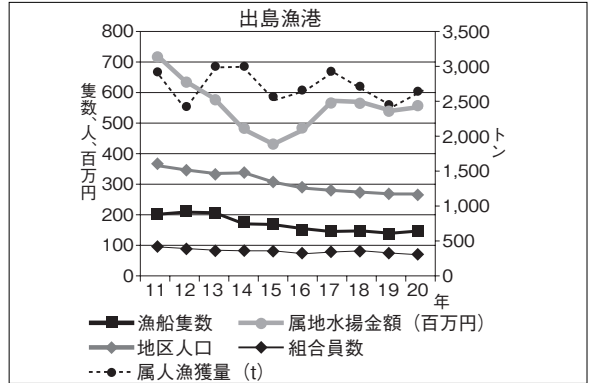


図5 3地区の高齢化率

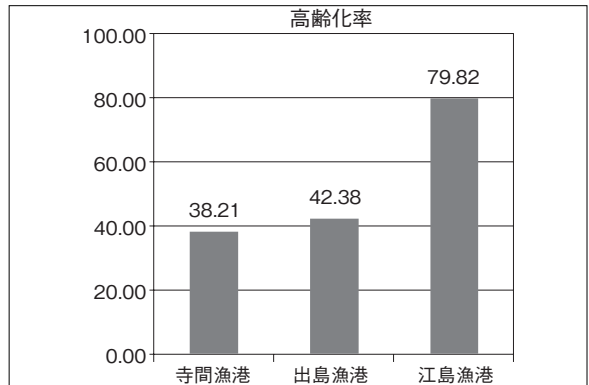
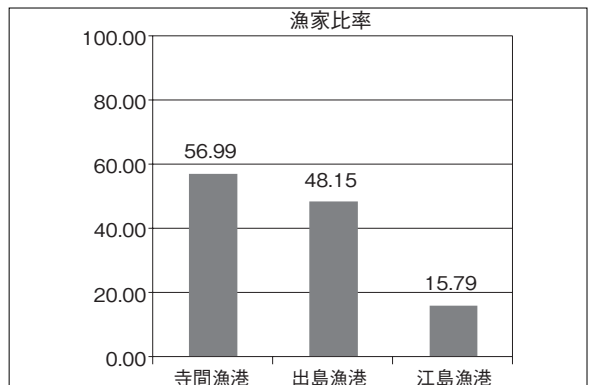


図6 3地区の漁家比率



漁船が多く残った出島

出島および江島でヒアリングを主とする現地調査を行った。

出島は、本土側の尾浦漁港から一・

五キロメートル離れて位置する。尾浦漁港、出島漁港及び島の南端にある寺間漁港には漁船がたくさん残っている。津波の際に沖に避難せずに、係留したままに残ったものも多い。全部ホヤ、カキおよびホタテ貝養殖の船である。



図7 出島漁港の状況。

漁業者は瓦礫処理に従事しており、建設業者による漁場の瓦礫回収は終了しているが、取り残しの瓦礫や実際に養殖用の係留索の係留ブロックを設置する場合邪魔になる瓦礫などがあり、それを回収している。出島は、電気と



図8 養殖場の瓦礫処理に出港する漁船。

水道は七月二一日に開通しており、漁船は多数残存している。すでにイカ釣り漁業は再開している。寺間集落には二〇軒、出島集落には一軒の家屋が残存しており、高台に四二戸の仮設住宅が設置される予定である。もともと二



図9 寺間漁港の沈下状況。

〇〇世帯であったので、島に残る人たちは三分の一の六〇世帯ほどといえる。ホヤ、カキ、ホタテ貝及びギンザケの養殖をおこなっており、この一月ごろからホヤは採苗を、ホタテ貝は北海道から稚貝を購入しなければ来年の収



図10 寺間漁港の残存集落の状況。

入がなくなる。養殖施設の再設置と、稚魚・稚貝の購入に多大の費用がかかる。

出島は養殖漁業であり、養殖稚貝や採苗を漁期に合わせ行わなければならず、早期に漁業の再開を行う必要があ

る。しかし、六五歳以上の高齢者が多くいて、養殖資材を購入し早期再開するためには多額の借入金が必要となる。しかし、後継者がおらず、かつ高齢者の漁業者では返済期間も一〇年以上は考えられず、多額の借入金をしてまで漁業を再開することに躊躇する方々がいる。

島に帰ってくる人が少ないのは、小中学校の再開のめどが立たず、子弟の教育を考えると本土で生活をせざるを得ないことによる。後継者のいない高齢の漁業者であれば、通学する子弟がおらず家族とともに帰島して漁業が再開できることによる。せめて航路が再開され、本土への通学が可能となれば帰島して漁業を再開する人も増加する。図7に出島漁港集落の被災状況を示す。漁船は比較的死存しているが、集落は一戸を残して全戸流失全壊しており、陸上の瓦礫の処理が進んでいる。

図8は養殖場の瓦礫処理のために出航する漁船である。大きな瓦礫は専門

の海上建設業者で行われたが、養殖場に係留ブロックや養成網を張るためには細かい瓦礫処理が必要である。図9は寺間漁港の沈下の状況で、かさ上げしないと接岸は難しい。図10は寺間集落の被災状況で一部高台にある家屋二〇軒ほどが被害を免れている。

集落のほとんどが残存する江島

江島の漁港施設は、漁港の沈下以外は被害を受けているようには見えないが、港内の瓦礫処理はまだ済んでいない。江島には東大の地震観測所があったが、昨年撤去されている。民家は、津波被害はまったく受けず残存しているが、江島漁港の低地にある漁業協同組合の倉庫や冷蔵施設が被災している。しかし、江島漁港背後の傾斜地に位置する無人の各家屋は、四月七日の大きな余震により屋根の瓦が多く崩落しており、青いシートを張った家が多い。

週二回、日帰り一便の通船で、家屋

図 13 三陸沿岸での養殖種類毎のスケジュール表

養殖種類		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
ワカメ養殖	1年目							採苗	海中培養			本養殖		
	2年目	本養殖	収穫											
カキ養殖	1年目							採苗	成長抑制					
	2年目	成長抑制	本養殖											
	3年目	2年ガキ出荷				本養殖								
ホタテ養殖	1年目				採苗			分散		稚貝養成				
	2年目	耳吊り	本養殖									出荷		半成貝から 養殖も多い
	3年目	出荷												
	4年目	出荷												
ギンザケ養殖	1年目											採卵	ふ化	
	2年目	ふ化・中間育成				淡水養殖						海面養殖		
	3年目	海面養殖	出荷											
ホヤ養殖	1年目											採苗		
	2年目	採苗	稚ボヤ						分散			本養殖		
	3年目	本養殖					3年子出荷（輸出ものは周年）							
	4年目	沖養殖					筏沖だし作業	沖養殖						

注：ギンザケは、ふ化から約1年間は内陸の淡水池で養殖する。



図 11 残存する江島集落。



図 12 江島漁港の状況。

や残してきた家財などの保存のために
帰島している。
現在、江島住民は八〇人くらいの実
数であるが、九割ほどの六二人は避難
勧告地区が解除となり、水、電気が再
開通すれば帰島する予定である。八月

末くらいに三〇トン／日の造水機も完
成する予定である。しかし、水道管施
設も地震で被災しており、各家に配水
できるのかどうかは不明である。住民
は島に通いながら漂着してきた瓦礫処
理を行ったが、漁場の瓦礫は処理でき

ず、港内をはじめ手つかずである。ウニ、アワビなど資源が豊富でかなり漁獲できる上、イカ釣り漁業も資源は豊富である。

震災直後、三月一六日までの六日間、住民は音信不通のまま島にいたが、台風時にも同じような状況となるため、食糧などはつねに一週間分くらいの備蓄はあり、生活はできていた。ライフラインの復旧も、電気と水が四〇年前に開通したときと同じように、江島は最後の最後になることを住民は覚悟している。

両島の江島漁港および寺間漁港は地盤の沈下（約八〇センチメートル）が激しく、寺間漁港は漁業を再開するために、江島漁港は航路再開のために、緊急的に岸壁のかさ上げが必要である。災害復旧の応急工事として江島漁港四三メートル、寺間漁港一二〇メートルの合計一六三メートル分のかさ上げを二九〇〇万円（約二〇万円／メートル）の費用をかけて行っている。

図11には江島集落のほとんどは残存しているが、余震で屋根の破損している状況を示す。また、図12には漁船二隻と港内の瓦礫が残存している状況を示している。

図13は、出島および江島はもちろん三陸沿岸で行われる養殖業の工程である。養殖魚介類の稚仔を採取し、養殖施設に植え付けあるいはつり下げを、時期を外さずやらなければ、来年あるいは二年先の漁獲は望めない。漁業者の漁業再開への意思は強く、資材の手配を行うなどしている。

出島住民の声

① 須田昌男さん（六三歳）

出島の寺間漁港で重油の積み込み作業を行っていた須田昌男さんに話を聞いた。

——電気、水道は七月二一日に来るようになり、船も多く残っている。早く漁業を再開したいので、先ほど定置

網の漁船にみんな乗り合わせて養殖場の瓦礫引き上げ作業に出かけた。残存したイカ釣り船はすでに漁業を再開している。寺間地区はホヤ養殖業が盛んで半分くらいの人が従事している。自分自身はワカメの養殖をやっており、午前中は瓦礫処理に従事し、午後からは重油など燃料の積み込み作業を行っている。

家屋は高台に二〇軒ほど残っており、仮設住宅が四〇戸ほどできるので六〇世帯ほどが出島に帰島することになる。もともと二〇〇世帯ほどなので、住民は三分の一に減ると思う。学校の関係で子どもがいる家庭、すなわち若い漁業者は島には帰らない。小中学校が再開しないので、本土に住むしかない。漁業への民間の参入については、養殖漁場といえども、どこでもできるものではなく、長年にわたり漁業者が試行錯誤して適地を見つけたものである。それらの漁場を民間にというのは……。岸壁は沈下しており、利用できる状



図14 津波の被害から修理した漁協事務所で休憩する須田昌男さん。

態ではない。また自分の家は対岸にあり、津波で外形だけ残して損壊しているが、日々の潮汐による浸水は免れている。しかし、背後の土砂崩れは怖い。早く漁業作業の行えるように岸壁のかさ上げや、余震の続く中、災害が起こ



図15 地震で崩落した寺間漁港の背後の傾斜地。

らないように対応をしてほしい。
●
②匿名希望Aさん（六六歳）
出島の出島漁港で、三トントークラスのFRP船外機船の修理をしている漁業者の話聞いた。

——午前中は出島集落の瓦礫処理を行い、ちよつと手を加えれば使える漁船が瓦礫の中にあつたので修理をしている。漁業者は、半分くらいは帰島するのではないかと思っている。子どもとの関係で本土の方に住むが、通つても漁業をやりたい。娘などはそこまでやらずともゆつくり生活すればと言うが、生き甲斐というか、この歳でこれほど稼げる職業はない。自分はギンザケの養殖をやっているが、この地域で一四億円ほどの水揚げがあり、自分もかなりの収入がある。そしてアワビなど今年の秋は口開けするが、年五回から六回の口開けで一人六、七〇万円くらいの収入になる。通つてでも漁業をやらなければ組合員資格がなくなる。ギンザケ養殖は今年の秋から再開するつもりだが、養殖用の生け簀が間に合うかどうか心配である。稚魚は岩手県の方からくる予定である。ここでは、ギンザケ養殖は一〇人ほどがやるつもりである。養殖したギンザケは入札し

て三重県の方へ持つて行くし、ギンザケの養殖技術は北海道大学の方にお世話になり、十勝の広尾で海中馴致^{じゅんち}などを教えてもらった。全国と繋がりがあ
る。このような養殖に民間企業が参入
してくることについては、民間企業で



図 16 出島漁港で漁船の修理に従事するAさん。

あるからもちろん収益をもくろんでい
るのであるが、被災を受けたといっ
ても行政の支援があれば自分たちでや
れるので必要ないと思う。

③匿名希望Bさん（六七歳）



図 17 浮防波堤に係留する残存した漁船（出島漁港）。

——島に帰ってきて、瓦礫となった
四七軒ほどの家屋を処理した。女川か
ら通っている。子弟のある家は、定期
の通船があれば中学にも通学できて、
島に帰れるが、いまは女川にしか住め
ない。自分は漁業を再開したいと希望
しているが、後継者もいなくて養殖資
材の購入に多額のお金がかかり、高齢
では借金もできない。民間の資金を利用
するため、宮城県知事の提唱する民
間が漁業に参入するのも一つの方法で
ある。そこで高齢でも漁業をやりたい
人を漁業に従事させることも考えられ
る。特に離島は高齢の漁業者が多いの
で、借金して漁業を再開することに躊
躇する人が多いと思う。

江島住民の声

①木村新喜さん（八〇歳）

——今日は週二便で日に一便しかな
い船で来た。この島では一人暮らしを
していた。家が心配で見に来たもので



図18 日帰りで江島に帰島した木村新喜さん。

ある。水さえあれば、生活できるので島に帰ってくるつもりである。三〇トン／日の造水機は八月末には稼働するそうであるが、できれば島に帰ってくる。ただ水が自分の家まで来るかどうか

かわからないので心配だ。

この島は、三月一日の津波では漁港施設がやられただけですべての民家が残った。その後、全島避難で島を出るときは家の中も外も無傷であった。

しかし四月七日の大き

な余震で家屋中の家財などが散乱したし、屋根も崩れて雨漏りがするようになった。海岸や漁港の瓦礫処理がたいへんだったが、ほぼ片付いた。本土からの漂流瓦礫に乗った動物が島に棲みついている。見慣れない猫などがいる。自分は、八〇歳になっても帰ってくる。自分より高齢の者が三人いるが、帰ってくるのではないか。

② 木村一洋さん（二九

歳）

木村一洋さんは、江島でいちばん若く、いまのところ島で生まれた最後の人である。その次に若い人は五九歳だそうである。この二九年間、この島では子どもが生まれていない。

——自分はホヤ養殖を行っていたが、津波で施設を流失した。現在はウニなど磯根資源が豊富でかなり漁獲できるし、イカ釣り漁業もできる。自分の船で六月から島に通い、ウニや天然ホヤを漁獲し、女川の業者に卸している。漁船は現在、島に二隻あり、自分の稲荷丸（三トン）をすぐ修復して漁をやっている。もう一隻はホヤとワカメ養殖をやっている人の船で、津波後すぐ修復して漁を行っている。

震災後三月一六日まで音信不通のまま島にいたが、台風の時と同じく、食糧など一週間くらいの備蓄はつねにしており、生活はできた。電気・水道はまだ来ていないが、四〇年前まで電気・水道などない生活をしていたよう

なので、復旧が遅れても覚悟はしている。自分は最年少であり、この島で最後に生まれた人間である。九〇歳の祖母と親子三代で島に住んでいる。独身だが、こういう島に嫁に来る人はなかなかいないだろうと考えている。避難勧告解除になれば、みんな帰ってくるだろう。

■ おわりに

離島やへき地において小漁港、漁村の被災は、人的被害は比較的少ないものの、水産都市や本土側の町より震源に面しており、物的被害は大きい。しかし、復旧復興が遅れており、いまだ電気・水道が通じず、航路も週に二便という江島や出島のように、子弟の教育が大きな障害となり帰島しない住民が多い島もある。

漁業は季節性をとめない、時期を外すと今後の二〜三年後の漁獲が望めない。とくに出島と江島はワカメ、ホヤ、

カキ、ホタテ、ギンザケと藻類、貝類、魚類の多種の養殖漁業を営んでおり、時期を失することは生業を失することになる。多くの斬新な提案をなすことは必要であるが、議論を戦わせ復旧復興の機会を失するより、まず最低でも漁業が再開できる最小限の施設復旧が必要である。早期に復興がなされた奥尻島の事例を参考にして、取り組むべきであると考える。

被災した離島では、「ライフラインの復旧」「生業である漁業の再開」そして「日常生活に必要な航路や子弟の教育」、三重の復旧を果たさなければならぬ。この三つが全部果たせてはじめて復旧となり、一つが欠けても被災前の生活及び生業の復旧にはならない。

「どうせ島は、電気、水道はじめ復旧はすべて最後になるだろう」と言う住民の言葉は自虐的であり、日本国民に投げかけられている日本の海洋を守る心構えを試している言葉である。

出島及び江島は二〇〇海里経済水域



図19 江島住民のなかで最後に生まれた木村一洋さん。

の基点となっている外海に面した島であり、わが国の海洋権益を守っている島である。国をはじめ県・市町村にとつて、海洋国土を守ることは責務であり、日常の漁業活動が二〇〇カイリ排他的経済水域への外国からの侵入に対

する抑止力となっていることを認識し、災害復旧において特に離島への配慮が必要である。

今回、インタビューを行った人たちの中に匿名希望の方が二名いる。宮城県知事の漁業への民間参入特区構想に

ついて議論があり、これに関連して氏名を表明したくないとの希望があったためである。最後に、復旧・復興におおきく影響する漁業権について、註記として補足する。

【註記】 漁業権について

村井宮城県知事から表明された「水産振興特区構想」は、民間企業に漁業権を与え、被災地の漁業復興に民間参入を促そうというものである。この意見は、「現状のままでは復旧復興しても漁業後継者がいなくなる」という危機感からなされた提案であると考えられる。

漁業権には、大きく分けて三種類ある。第一が地先のウニ、アワビ、コンブなどの磯資源の漁獲や地引網などの権利である「共同漁業権」。この権利は、漁業協同組合または漁業協同組合連合会に付与され、組合の漁業権行使規則に基づき漁業者が行使する。第二に、沿岸水面に生簀や養殖ロープなどや区域を占有して魚類、ホタテ、カキ及びコンブなどの海藻養殖をする権利である「区画漁業権」がある。区画漁業権のうち、入会権が認められるものは「特定区画漁業権」として漁業協同組合または漁業協同組合連合会に付与される。

第三に「定置網漁業権」がある。沿岸水域に網を仕立てて、サ

ケやブリ、イカなど来遊する魚類を捕獲するものである。漁業権はいずれも都道府県が漁場計画に基づき申請により免許する。区画漁業および定置漁業は漁業権に基づかなければ営めない。この漁業権は、申請者の適格性と漁業法上の優先順位に基づき権利を付与される（付図1）。

元来、公有の水面に生存する水産資源は無主物であるが、津々浦々の沿岸漁村に居住する漁業者がそれぞれの沿岸の漁業資源漁獲の権利を持っていた。そして沖合は、みんなが入り会う水域として、漁業資源の利用を行っていた。無主物であるが有限な沿岸漁業資源の利用において、経済原則に基づく自由競争の原則を取り入れると、一瞬にして資源は枯渇する。このことから、沿岸漁村に居住し、経済原則より地域の維持を優先する漁業者で構成する漁業協同組合に独占優先的に権利を与え、漁場と資源の管理利用を任せ、永続的な漁業資源の維持と地域の維持を図ろうとしたものである。このような漁業協同組合への漁業権付与の背景のあるところに、民間資金と活力を導入し、地域の過疎化と漁業の衰

退を回避する目的で、水産業振興特区を設け、民間企業に漁業権を付与し、漁業への参入を促そうとしたのが「漁業への民間参入」である。

過去の歴史から、民間企業は経済原則に基づき行動をするので、漁業資源を経済効率的に利用し、競争淘汰が生じる。その結果、継続的な資源の維持も破壊し、漁村というコミュニティも消滅してしまうことを繰り返していると、反対する漁業者は主張する。ここに民間企業が参入して、昆布採取や定置網漁業を企業原則で効率的に行うことは、漁村全体の生産システムを変更し、しかもそれが永続的ではなく、経済の状況により変更していくことは漁村にとって受け入れられない。宮城県知事が提案することを実験的に「特区」として行うにしても、生活の存亡がかかった実験はできないと多くの漁業者は言う。

復興構想会議の提言は、「漁場・資源の回復と民間企業との連携促進」という表題となっており、必要な地域には特区構想の導入を図るとあるが、但し書きがあり、所要の対策が必要という提言である。

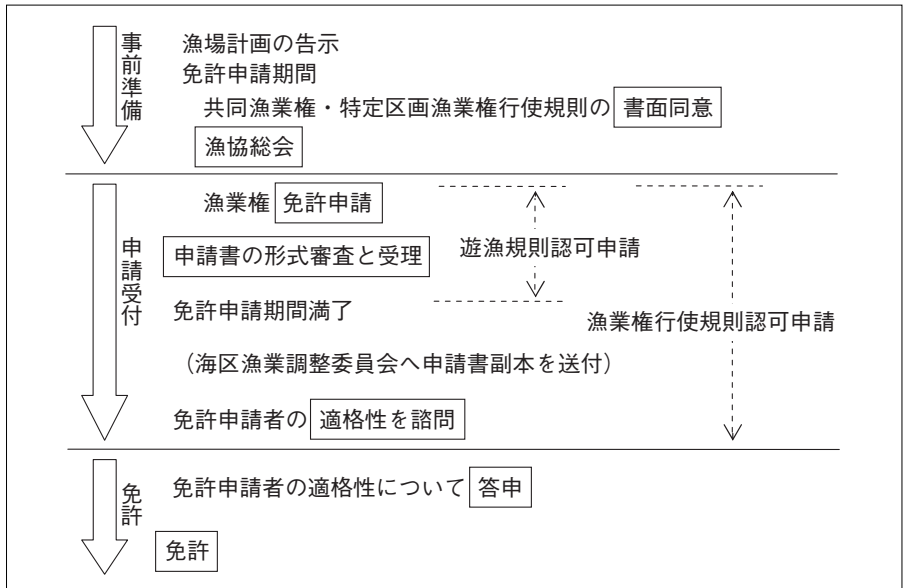
(原文)

漁場・資源の回復、漁業者と民間企業との連携促進

津波により、漁場を含めた海洋生態系が激変したことから、科学的知見も活用しながら漁場や資源の回復を図るとともに、これを契機により積極的に資源管理を推進すべきである。

漁業の再生には、漁業者が主体的に民間企業と連携し、民間の

付図1 漁業権申請取得の流れ図



資金と知恵を活用することも有効である。地域の理解を基礎としつつ、国と地方公共団体が連携して、地元のニーズや民間企業の意向を把握し、地元漁業者が主体的に民間企業と様々な形で連携できるように、仲介・マッチングを進めるべきである。

必要な地域では、以下の取り組みを「特区」手法の活用により実現すべきである。具体的には、地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組みとする。ただし、民間企業が単独で免許を求める場合にはそのようにせず地元漁業

者の生業の保全に留意した仕組みとする。その際、関係者間の協議・調整を行う第三者機関を設置するなど、所要の対応を行うべきである。

（復興への提言―悲惨のなかの希望―平成二三年六月二五日、東日本大震災復興構想会議）

この「復興への提言」に明記された漁業への民間誘導は、離島の漁業者にとって「悲惨のなかの希望」となっているだろうか？

長野 章（ながの あきら）

昭和21年愛媛県生まれ。同45年北海道大学大学院工学研究科修士課程1年修了、水産庁入庁。長崎県水産部漁港計画課長、(財)漁港漁村建設技術研究所調査研究部長、北海道開発局水産課長、水産庁漁港漁場整備部長などを歴任後、平成15年より公立はこだて未来大学教授。平成23年4月同大学を退任し、同年5月全日本漁港建設協会会長に就任。公立はこだて未来大学名誉教授。工学博士。